

○対馬市空き家バンク制度要綱

令和2年12月1日

告示第139号

改正 令和4年3月25日告示第19号

(趣旨)

第1条 この告示は、対馬市における空き家の有効活用を通じて、市民と都市等住民の交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図るため、空き家バンク制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住等を目的として市内に建築された建物であって、現に利用されていない又は近い将来において利用されなくなる予定のもの及びその敷地をいう。ただし、未登記の建物、民間事業者による賃貸又は分譲を目的とする建物及びその敷地を除く。
- (2) 所有者等 当該空き家に係る所有権又は売却若しくは貸借を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 空き家バンク 市内に存する空き家の売買又は賃貸を希望する所有者等から申込みを受けた空き家に係る情報を登録するとともに、対馬市内への定住を目的として空き家の利用を希望する者に対し、当該情報を提供するシステムをいう。
- (4) 利用希望者 これから本市へ移住しようとする者又は本市へ移住してから5年未満の者で、空き家バンクに登録された空き家(以下「登録物件」という。)の賃貸借契約又は売買契約を希望し、経済、教育、文化等の活動を行うことにより地域の活性化に寄与し、自然環境、生活文化等に対する

理解を深め、地域住民と協調して生活できる者をいう。ただし、本人又は世帯構成員が、国の機関、地方公共団体の職員である者又は本市と市外に事業所を有する事業所間で転勤してきた者は、利用対象外とする。

(適用上の注意)

第3条 この告示は、空き家バンク制度以外による空き家の取引を規制するものではない。

(空き家の登録申請)

第4条 空き家バンクへの物件の登録(以下「物件登録」という。)を受けようとする所有者等(以下「申請者」という。)は、対馬市空き家バンク物件登録申請書(様式第1号)及び空き家バンク制度物件登録カード(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(空き家の登録)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、物件登録に必要な調査及び申請内容等の審査を行い、適切であると認めたときは、空き家バンクに登録し、空き家バンク物件登録完了通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該空き家を空き家バンクに登録しないものとし、空き家バンク物件登録不可通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(1) 前項の規定による調査及び審査の結果、登録することが適当でない
と市長が認めた場合

(2) 申請者が次のいずれかに該当する場合

ア 市税等の滞納がある場合

イ 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)に規定する宅地建物取引業者(以下「宅地建物取引業者」という。)である場合

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合

(3) 申請者と宅地建物取引業者との間で、現に媒介契約又は代理契約が締結されている場合

(登録情報の公開)

第6条 市長は、登録物件に係る情報の一部を公開することができる。

(登録の推奨)

第7条 市長は、第5条第1項の規定による登録をしていない空き家で、登録が適当と認めるものは、所有者等に対し、登録を勧めることができる。

(登録物件の管理)

第8条 登録物件の管理及び維持等は、第5条第1項の規定による登録通知を受けた者(以下「物件登録者」という。)が責任を持って行わなければならない。

(物件登録期間の延長等)

第9条 登録物件の登録期間は、登録日から2年間とする。

2 登録期間の延長を希望する物件登録者(以下「延長申請者」という。)は、登録期限の10日前までに、空き家バンク物件登録期間延長申請書(様式第5号)を、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、登録期限の翌日から2年間登録期間を延長することとし、空き家バンク物件登録期間延長通知書(様式第6号)により、延長申請者に通知するものとする。

4 物件登録期間の延長は1回を限度とする。

(登録事項に係る変更の届出)

第10条 物件登録者は、登録した事項に変更があったときは、空き家バンク

物件登録情報変更届出書(様式第7号)を、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第11条 市長は、登録物件が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録の抹消を行い、空き家バンク物件登録抹消通知書(様式第8号)にて当該物件登録者に通知するものとする。

- (1) 当該空き家に係る所有権及びその他の権利に異動があったとき。
- (2) 物件登録者から空き家バンク物件登録抹消届出書(様式第9号)の提出があったとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めたとき。

(交渉の申込み等)

第12条 登録物件の売買又は賃貸借に係る物件登録者との交渉を希望する利用希望者は、空き家バンク物件交渉申込書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による交渉の申込みがあったときは、物件登録者にその旨を通知するものとする。
- 3 物件登録者及び利用希望者は、交渉の結果について、遅滞なく市長に報告しなければならない。
- 4 市長は、物件登録者と利用希望者との空き家に関する交渉及び売買、賃貸借の契約及び紛争等については、一切これに関与しない。

(交渉における遵守事項)

第13条 物件登録者及び利用希望者は、次の掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 空き家バンクの利用により知り得た情報について、その目的に反して使用しないこと。

- (2) 空き家バンクの利用により知り得た情報のうち公開されていないものについては、漏えい等のないよう適切に取り扱うこと。

(個人情報保護)

第14条 物件登録者及び利用希望者の個人情報の取扱いについては、対馬市個人情報保護条例(平成17年対馬市条例第48号)に定めるところによる。

(契約締結後における遵守事項)

第15条 物件登録者と登録物件の売買又は賃貸借等の契約を締結した利用希望者は、次に掲げる事項を遵守するよう努めなければならない。

- (1) 当該物件を生活の本拠地とし、又は定期的に滞在し、当該物件の属する地域の住民、組織等との交流を図り、当該地域の行事や会合等に積極的に参加し、当該地域の習慣に反しないこと。
- (2) 近隣住民等との良好な関係を築き、周囲への配慮を怠らないこと。
- (3) 空き家の補修、安全対策、衛生管理等健全な日常管理を怠らないこと。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年12月1日から施行する。

附 則(令和4年3月25日告示第19号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

対馬市長 様

対馬市空き家バンク物件登録申請書

申請者 住 所
氏 名
電 話
F A X
E-mail

㊟

対馬市空き家バンク制度要綱第4条の規定により、空き家バンク物件登録カード（様式第2号）を添えて、空き家バンクへの物件の登録を申請します。

記

[同意事項]

- ・ 私は、空き家バンク制度物件登録カードの記載事項のうち、申請者及び代理人に関する部分を除いた情報を公開することに同意します。
- ・ 所有者の確認のため、申請物件に係る固定資産税の納税状況の確認を同意します。
- ・ 市税等に未納がないことの確認を同意します。
- ・ 利用希望者との空き家に関する交渉及び売買、賃貸借の契約及び紛争等については、当事者間で行うことに同意します。

[誓約事項]

- ・ 私は宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）に規定する宅地建物取引業者ではありません。
- ・ 私は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号の規定にする暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。

特記事項	例) (土地の所有者が異なる等)
------	------------------

※表面及び上記の記載内容については、すべて公開します。

申請者	住 所	〒		
	氏 名	印	生年月日	
	電 話		F A X	
	E-mail			
(代理人)	住 所			
	氏 名			
	電 話			

【対馬市記入欄】

受付年月日	年 月 日	現地確認日	年 月 日
登録日	年 月 日	有効期日	年 月 日
契約成立日	年 月 日	登録抹消日	年 月 日
備考			

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

対馬市長



空き家バンク物件登録完了通知書

年 月 日付けで対馬市空き家バンク物件登録申請のあった下記の物件につきまして、対馬市空き家バンク制度要綱第5条第1項の規定により、空き家バンクへの物件登録が完了しましたので、通知します。

記

1. 物件登録番号
2. 物件所在地
3. 登録日
4. 登録期限
5. 特記事項

様式第4号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

対馬市長



空き家バンク物件登録不可通知書

年 月 日付けで対馬市空き家バンク物件登録申請のあった下記物件について、対馬市空き家バンク制度要綱第5条第2項の規定により、空き家バンクへの物件登録は不可としましたので、通知します。

記

1. 物件所在地
2. 不可の理由

様式第5号 (第9条関係)

年 月 日

対馬市長 様

空き家バンク物件登録者

住 所

氏 名

㊟

空き家バンク物件登録期間延長申請書

年 月 日付け 号で物件登録通知があった下記物件について、対馬市空き家バンク制度要綱第9条第2項の規定により、物件登録期間の延長を申請します。

記

1. 物件登録番号 第 号
2. 登 録 日 年 月 日
3. 登 録 期 限 年 月 日

様式第6号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

対馬市長



空き家バンク物件登録期間延長通知書

年 月 日付で空き家バンク物件登録期間の延長の申請があった下記物件について、物件登録期間の延長を決定しましたので、対馬市空き家バンク制度要綱第9条第3項の規定により通知します。

1. 物件登録番号 第 号
2. 延長登録期限 年 月 日

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

対馬市長 様

空き家バンク物件登録者

住 所

氏 名

㊟

空き家バンク物件登録変更届出書

年 月 日付け 号で物件登録通知があった下記物件について、対馬市空き家バンク物件登録カードの内容に変更が生じたので、対馬市空き家バンク制度要綱第10条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 物件登録番号 第 号
2. 変更年月日 年 月 日
3. 変更する事項

様式第8号 (第11条関係)

第 号
年 月 日

様

対馬市長



空き家バンク物件登録抹消通知書

対馬市空き家バンク制度要綱第11条の規定により空き家バンクの登録を抹消したので、通知
します。

記

1. 物件登録番号 第 号
2. 登録日 年 月 日
3. 抹消の理由

様式第9号 (第11条関係)

年 月 日

対馬市長 様

空き家バンク物件登録者
住 所
氏 名 ㊦

空き家バンク物件登録抹消届出書

年 月 日付け 号で物件登録通知があった下記物件について、登録の抹消を希望しますので、対馬市空き家バンク制度要綱第11条の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

1. 物件登録番号 第 号
2. 登 録 日 年 月 日
3. 抹消する理由

様式第10号 (第12条関係)

年 月 日

対馬市長 様

利用希望者

住 所

氏 名

㊟

空き家バンク物件交渉申込書

対馬市空き家バンクに登録されている下記の物件について、交渉を希望しますので、対馬市空き家バンク制度要綱第12条第1項の規定により申込みます。

また、物件登録者との空き家に関する交渉及び売買、賃貸借の契約及び紛争等については、当事者間で行うことに同意します。

物件登録番号	第 号 (所在地:)				
利用区分	<input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> どちらでも可				
世帯員	氏名	続柄	年齢	職業	勤務先
		本人			
連絡先	電話番号				
	FAX				
	E-mail				
その他					

様式第 1 号(第 4 条関係)

様式第 2 号(第 4 条関係)

様式第 3 号(第 5 条関係)

様式第 4 号(第 5 条関係)

様式第 5 号(第 9 条関係)

様式第 6 号(第 9 条関係)

様式第 7 号(第 1 0 条関係)

様式第 8 号(第 1 1 条関係)

様式第 9 号(第 1 1 条関係)

様式第 1 0 号(第 1 2 条関係)